

文教委員会資料③

2 所管事務の調査（報告）

- (2) 「（仮称）川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」
に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資 料 「（仮称）川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定
について」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料 1 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

参考資料 2 「（仮称）川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定
について」

こども未来局

（令和 7 年 1 月 2 3 日）

「（仮称）川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

児童福祉法の改正により、児童相談所が設ける一時保護施設について、令和6年4月に新たに一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「内閣府令」）が定められました。

内閣府令は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じたケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定しています。

本市では、この内閣府令を受け、児童福祉法の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に係る子どもの権利擁護や職員配置基準等について条例を制定いたします。

条例を定めるに当たって、パブリックコメントにより市民の皆様から意見を募集しました。その結果、27通（意見総数41件）の意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する本市の考え方についてお示しいたします。

2 意見募集の概要

意見募集の期間	令和6年12月2日（月）～令和7年1月10日（金）
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	（1）市ホームページ （2）市政だより12月号 （3）かわさき情報プラザ、各区役所・支所の閲覧コーナー

3 結果の概要

意見提出数（意見数）		27通（41件）
内 訳	電子メール	3通（4件）
	郵送	0通（0件）
	ファクシミリ	0通（0件）
	持参	24通（37件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、一時保護施設の職員配置や運営、学習、設備に関する意見などが寄せられました。

意見については内閣府令の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考とするもの、施策に対する要望であったことから、内閣府令に基づく条例制定手続を進めてまいります。

【意見に対する対応区分】

- A：意見の趣旨を踏まえ、案に反映するもの
- B：意見の趣旨が案に沿ったもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とするもの
- D：案や施策に対する質問・要望の意見であり、案や施策の内容や考え方等を説明するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 一時保護施設の職員配置に関すること			4			4
(2) 一時保護施設の運営に関すること			20	3		23
(3) 一時保護施設の学習に関すること		2	1			3
(4) 一時保護施設の設備に関すること		3	3			6
(5) その他				5		5
合計	0	5	28	8	0	41

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1)一時保護施設の職員配置に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・職員数を増やし、個別児童の運動する機会を多くしたい。職員と子供の数があっていない。 ・夜間の職員数を増やしてほしい。 ・職員数は昼より夜多いほうがいい。 (同趣旨の意見 他 1 件)	・職員配置に関しましては、本市は定員に対して内閣府令に示された基準以上の配置をしておりますが、子どもの安全の迅速な確保を最優先にするため、施設定員を超過して受け入れることが多くある状況です。現在、定員増加するための一時保護施設の施設整備を進めており、それに伴う職員の増員も進めているところです。各子どもへの対応状況や夜間の体制については、御意見を参考に不安や不満を解消できるよう努めてまいります。	C

(2)一時保護施設の運営に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・遊びの権利はあるが遊びの時間が少ない。 ・運動の時間が少ない。 ・詳細なルールブックなどがあると良い ・食物アレルギーのある場合は、それ以外の食事をおかわりできるようにしたらよい。 ・不安になる人もいるので職員に話をたくさん聞いてもらいたい。 ・本を借りる時間帯をもう少し柔軟にしてほしい。(同趣旨の意見 他 1 件) ・お風呂の時間が短い。 ・就寝時間を学年によって変えてほしい。 ・1 人になれる時間が少ない。 ・廊下では漫画を見ないルールにしてほしい。 ・ゲーム機を個室で使いたい。 ・保護所を出たい。 ・布団が薄い。 ・サラダにフォークつけてほしい。 ・かわいい服を増やしてほしい。 ・新しい玩具を増やしてほしい。 (同趣旨の意見 他 2 件)	・運営に関しましては、入所する子どもの背景が虐待や非行など様々であり、子どもたちが安心して過ごすために、一時保護の目的やルールを設けている理由について、入所時に丁寧に説明を行っているところでございます。生活ルールにつきましては、意見箱の設置や子どもが参画することも会議の実施、第三者委員が子どもの意見を聞く取組などにより、改善に取り組んでおります。今回の御意見も参考とし運営の改善を図ってまいります。	C
2	・第 9 条～第 12 条 児童の権利擁護、権利の制限、行動の制限、児童の所持品等についてやむを得ず児童の権利を制限するに当たっては(所持する物の持ち込みを禁止するに当たっては)、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得ることの旨が示されていますが、子どもが一度は理解したつもりでも、やはり納得がいかず、それが原因で大人への不信感や、生活上のストレスにもなりうると思うので、定期的に(特に一時保護が長期化する場合においては必ず)制限の解除について検討する仕組みが盛り込まれると良いと思います。川崎市は全国に先駆けて子どもの権利に関する条例を施行した自治体でもありますので、権利擁護の点においては手厚く条例で定められることを期待しています。	・子どもたちが安心して過ごすために、生活のルールを設けており、やむを得ず児童の権利を制限することに関しましては、現状におきましても入所時や各種措置の際に、子どもの権利と併せて丁寧に理由等を説明しているところでございます。子どもの安全確保等に支障が無いものにつきましては、不当に子どもの権利や行動を制限することのないよう権利擁護に配慮してまいります。	C
3	・第 5 条 非常災害対策について 川崎市の過去の水害被害を想定し、水害対策に必要な設備についても具体的に示してはどうかと思いました。	・非常災害対策につきましては、洪水等の水害被害も含めた避難確保計画を整備しているところでございます。	D
4	・日本における児童一時保護所に求められることは、児童福祉法に基づき、虐待や家庭内問題などで一時的に保護を必要とする児童に対して、安全で安定した環境を提供し、その後の支援に向けた	・安全安心な環境や支援に関する各種御意見に関しましては、自治体や関係者が進むべき方針として、国の示す「一時保護ガイドライン」に基づき実施しているところでございますが、引き続き児	D

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	対応を行うことです。以下の点が具体的に求められます。 1. 安全の確保 ・子どもが身体的・精神的に危険な状況にある場合に、迅速に保護し、安全な環境を提供することが最優先です。 ・虐待や家庭内暴力から子どもを隔離するため、安心して過ごせる施設運営が必要です。 2. 心理的ケア ・保護された子どもたちは、心理的な傷や不安を抱えていることが多いため、専門的な心理支援が重要です。 ・心理カウンセリングやプレイセラピーなどを通じて、子どもの心の回復を促します。 3. 適切な生活環境の提供 ・子どもの年齢やニーズに応じた食事、衣服、学習環境などを整える必要があります。 ・集団生活における他者とのコミュニケーション能力の育成も求められます。 4. 原因の究明と対応計画の策定 ・家庭環境や問題の原因を調査し、専門機関と連携して適切な対応を検討します。 ・家族への支援（親のカウンセリングや育児指導）や、児童の一時預かり後の行き先（里親制度、施設入所、家庭復帰）の選択が必要です。 5. 専門スタッフの育成 ・社会福祉士や心理士、保育士などの専門知識を持つスタッフを配置し、対応力を高めることが重要です。 ・スタッフ間での研修やケース会議を通じて、より良い支援体制を構築します。 6. 社会との連携 ・地域の福祉施設や医療機関、教育機関、警察と連携し、子どものニーズに合った総合的な支援を提供します。 ・啓発活動を通じて、児童虐待や子ども支援に対する社会的理解を深めることも求められます。 7. 子どもの意見の尊重 ・子ども自身の声を聴き、意思を尊重した対応を行うことで、自尊心を育む支援が必要です。 児童一時保護所は、子どもの緊急避難先としてだけでなく、将来に向けた再出発を支える重要な役割を果たします。そのため、法律や制度の整備とともに、社会全体の支援と理解が不可欠です。	童相談所の職員および関係機関等とともに子どもの最善の利益が守られるよう取り組んでまいります。また、子どもの意見表明の権利等につきましても、この度の児童福祉法改正を踏まえて環境改善に努めてまいります。	
5	・一時保護される子ども達は、理由は様々で、大人を信頼できない子どもも多いと思います。その子ども達と関わる職員の方は、多くの知識と対応力が必要になると思います。その対応力は継続していくことが必須となり人材育成は不可欠になると思います。人が多くいればいいという問題でもないと思いますが、子ども達のケアを丁寧に行える環境が守られて欲しいです。 子ども達が、社会と離れ生活するなかでも、学習の権利、意見できる権利等、適切な関わりのなかで過ごせる環境を整えてください。	・子ども達のケアを行える環境に関しましては、配置職員数の充足だけでなく、職員の人材育成も重要であると考えておりますので、庁内外研修や有識者研修を実施するなど、職員の資質向上に努めているところでございます。子どもの学習や意見表明の権利等につきましても、この度の児童福祉法改正を踏まえて環境改善に努めてまいります。	D

(3)一時保護施設の学習に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・学校に行けるようにしたい。 (同趣旨の意見 他1件)	・通学に関しましては、子どもが適切な教育を受けられるよう意向を尊重していきたいと考えておりますが、安全確保の観点等により通学できない状況もございます。子どもが適切な教育を受けられるよう関係部署と連携を図りながら、通学支援や学習方法等についての検討を進めているところでございます。	B
2	・勉強は居室ではなく全て学習室で行いたい。	・施設内での学習に関しましては、学習室や各居室等を利用している状況ですが、共用の学習室におきましては、その他児童の利用状況もあることから、一定のルールを設けているところです。御意見を参考に学習方法等について検討してまいります。	C

(4)一時保護施設の設備に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・一人部屋を増やしてほしい。 ・部屋が狭い。 ・集団部屋も必要と思うが、ストレスがたまるため相部屋ではない方がよい。	・設備に関しましては、現在施設整備を進めている新しい施設は、幼児居室を除き原則一人部屋としており、必要に応じて複数人利用可能な部屋も確保しております。既存施設につきましては、個室化や浴室の増設など可能な範囲での環境改善を実施してきたところでございます	B
2	・部屋には布団と机、椅子、テレビ、コンセントがあればよい。 ・風呂に時計を置いてほしい。 ・隣の部屋の人がうるさくて気になる。	・意見箱の設置や子どもが参画することも会議の実施、第三者委員が子どもの意見を聞く取組などにより、改善に取り組んでおります。今回の御意見も参考とし設備の改善を図ってまいります。	C

(5)その他

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・特に意見はない。 (同趣旨の意見 他4件)	・内閣府令で示された基準は、本市における一時保護施設の最低基準として充足していると考えております。	D

パブリックコメント手続資料

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

- 令和4年に行われた児童福祉法の改正により、これまで児童養護施設の設備・運営基準を準用していた一時保護施設について、こどもにより手厚い対応を行うため、新たに一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「内閣府令」という。）が定められました。
- 内閣府令は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定しています。
- この内閣府令を受け、児童福祉法第12条の4第2項の規定により、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で制定するものです。（内閣府令施行（令和6年4月1日）から起算して1年を超えない期間内で制定）
- 国の基準に基づき、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。
- 上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を次によりお寄せください、

1 募集期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月10日（金）まで

※郵送の場合：1/10（金）当日必着

※持参の場合：1/10（金）17時15分まで

2 閲覧場所

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。

また、以下の場所でも御覧いただけます。

かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）、各区役所市政資料コーナー

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（市役所本庁舎15階）

3 意見の提出方法

◆郵送・持参・FAX・電子メール（電子メールは専用フォームを御利用ください。）

◆意見書の書式は自由です。

◆必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

*電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

*お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表します。

4 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室〔事業調整担当〕

電話：044(200)0134 FAX: 044(200)3638

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）について

1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、児童福祉法第12条の4第3項において、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という）の設備及び運営について条例で定める基準については、内閣府令で定める基準に従い又は同基準を参酌して定めるものとされました。一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活ことを保障するものとしていることから、内閣府令の趣旨を踏まえ、本市条例に反映させるにあたり広くご意見を伺うものになります。

2 国が定めた基準と本市の視点について

国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	◆法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	◆府令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	◆府令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	◆基準としての継続性を確保することができるか。 ◆市民の理解は得られるか。		

3 条例で制定する基準について

①制定する主な内容

- ・一時保護施設の第三者評価
- ・児童の権利擁護等
- ・設備基準
- ・職員配置基準
- ・夜間の職員配置
- ・一時保護施設の管理者等
- ・衛生管理等
- ・児童の健康状態の把握
- ・児童の教育
- ・その他運営に関する事項
- ・経過措置

②条例制定における基本的考え方

国の基準（内閣府令）は、児童福祉法の理念に即したものであり、また、各規定は基本方針を実現するために適した基準となっていますので、国と基準のとおりとします

4 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、令和7年4月1日までに条例を施行する予定です。

1 一時保護施設とは

(1) 設置目的

児童福祉法第 12 条の 4 第1項に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

表 1 (単位：件)

(2) 設置主体

必要に応じて児童相談所が設ける。

(3) 一時保護の実施状況

本市児童相談所の令和5年度の一時保護の事由は、虐待によるものが最も多く（77.8%）、虐待以外の養護や非行によるものが続く。

〔表 1「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21条に基づく年次報告書（令和 5 年度版）より抜粋〕

		児童相談所 令和 5 年度
養 護	虐 待	325 (77.8%)
	そ の 他 養 護	56 (13.4%)
障 害	非 行	1 (0.2%)
	育 成	32 (7.7%)
保 健 ・ そ の 他		4 (1.0%)
		0 (0.0%)
合 計		418 (100.0%)

2 条例制定の経緯

- これまで一時保護施設の設備・運営基準は、児童養護施設の基準を準用。

⇒令和 4 年の改正児童福祉法により、こどもにより手厚い対応を行うため、令和6年4月1日に**新たに一時保護施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）が定められた。**

- 内閣府令は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定している。

- 児童福祉法の規定により、基準を条例で制定しなければならない。
（内閣府令の施行日から起算して 1 年を超えない期間内）

3 基準条例の概要

(1) 制定する条例の名称

「（仮称）川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」

(2) 条例制定における基本的な考え方

国の基準（内閣府令）の**各規程は、児童福祉法の基本理念に即したものである**、本条例について、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、**内閣府令同様の内容の規定**とする。

(3) 内閣府令の主な規定内容 下線は参酌すべき基準を含む

- ▶ 第三者評価（第 4 条）
- ▶ 設備の基準（第 15 条）
- ▶ 夜間の職員配置（第 19 条）
- ▶ 衛生管理等（第 25 条）
- ▶ 児童の教育（第 29 条）
- ▶ その他運営に関する事項等（安全計画の策定等）
- ▶ 経過措置（設備基準、職員配置基準等）
- ▶ 児童の権利擁護等（第 9 条）
- ▶ 職員配置基準（第 18 条）
- ▶ 管理者等（第 20 条）
- ▶ 児童の健康状態の把握（第 27 条）

(4) 従前の基準からの主な変更点 下線は変更点

	従前の基準（児童養護施設基準）	内閣府令
職員配置	児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、栄養士、調理員、看護師（乳幼児入所施設の場合）、心理療法担当職員（心理療法要する又は児童10人以上の場合）	児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、栄養士、調理員、 <u>看護師、心理療法担当職員、学習指導員</u> ※
配置基準	・ 2歳未満：1人以上/1.6人 ・ 2歳以上3歳未満：1人以上/2人 ・ 3歳以上幼児：1人以上/4人 ・ 小学校以降児童：1人以上/5.5人	・ 2歳未満：1人以上/1.6人 ・ 2歳以上3歳未満：1人以上/2人 ・ <u>3歳以上：1人以上/3人</u>
夜間配置	明示なし	<u>職員2人以上。ユニットの場合、1人以上/1ユニット。ただし、職員全体で2人以上。</u>

※学習指導を委託する施設は学習指導員を、児童10人以下の施設は個別対応職員を、児童40人以下の施設では栄養士を、調理業務を委託する施設においては調理員を置かないことができる

4 今後のスケジュール

	11月	12月	1月	2月	3月
パブコメ 手続		パブコメ 実施		・ 上旬 パブコメ 結果公表	
市議会	・ 中旬 文教委員会 (パブコメ実施)			・ 上旬 文教委員会 (パブコメ報告)	議案審査

令和7年4月1日までに施行